

ボンフィンサッカースクール規約

《名称・運営会社》

第1条 ボンフィンサッカースクール(以下本スクール)は、株式会社BONFIMが運営する。

《事務所所在地》

第2条 本スクールは、東京都豊島区南長崎4-5-20 1Terrace4Fに事務局を置く。

《活動場所》

第3条 本スクールは、BONFIM FOOTBALL PARK 落合南長崎を主な活動場所とする。

《目的》

第4条 本スクールは、サッカーを通じて少年少女の健全な心身の育成を図り、地域のスポーツ発展に貢献する。

《入会資格》

第5条 本スクールに入会するものは以下の条件を備えていなければならない。

- ①本スクールの趣旨に賛同するものであること。
- ②スポーツを行うに適した健康状態であること。

《入会手続》

第6条 本スクールに入会するものは、入会申込書の提出等、所定の手続をしなければならない。

《会費》

- (1) 会費とは月会費月謝のことをいう。
- (2) 会費は、原則として金融機関の預金口座からの振替(自動引落し)とする。

《入会金》

第8条 スクール会員は、別に定める入会金を、原則として入会時に支払うこと。

《月会費》

- (1) スクール会員は、別に定める月会費を原則として預金口座自動引き落としにより毎月支払わなければならない。
- (2) 預金口座自動引落しが何かしらの原因でできない場合、受け振込で支払う。

《会費の返納》

第10条 一旦納入した会費は、入会不許可の場合を除き、原則としてこれを返納しない。

《クーリングオフ》

第11条 会員は本規約に基づき入会申込書の提出より、8日を経過するまでは無条件で書面により入会を取り消すことができる。この場合、練習参加の有無を問わず、支払われた入会金および月会費は全額返金される。

《会費滞納》

第12条 会員が事前の承認手続を取らず、会費の納入を怠ったときは、本スクールは督促を案内し、尚かつ納入が認められない場合は会員を退会させることができる。

《練習指導の回数および時刻》

- (1) 本スクールの練習指導日については、別に定めるスケジュール表による。
- (2) 本スクールの練習指導日の練習指導時刻は別に定めるスクール日程表による。
- (3) やむを得ない事由が発生した場合は、当スクールは定められた練習指導日、練習指導時刻を変更または中止することが出来る。その場合は振替制度を適用する。
- (4) 当スクールへの事前通知の上、会員の都合により練習を休み場合は振替制度を利用できる。但し、振替可能な曜日が無いクラスの場合は振替制度の適用はない。

《振替制度》

- (1) 第13条(3)および(4)による振替制度の利用は、本条(2)に定める振替適用期間内の他の曜日の同じクラスの練習指導に参加することが出来る。但し、振替先のクラスに空きがない場合は参加することが出来ない。
無断欠席をした場合は、振替を使うことは出来ない。
- (2) 会員都合による振替制度利用の振替適用期間は休んだ日から2ヶ月以内とする。

また、当スクールの決定による中止の場合の振替適用期間はスクールカレンダーの年度内とする。但し、年度末付近での中止の場合はその振替適用期間を当スクールで別途定める。

- (3) 退会後は、振替制度の適用はない。

《コース/曜日の変更》

- (1) コース変更とは、週一回コースから週二回へ、または週二回コースから週一回への変更のことをいう。
- (2) コースまたは曜日の変更をする場合は、変更を希望する月の前月の15日までに所定の書類にて届出なければならない。15日を過ぎると翌月の会費は返金されない。

《休会》

- (1) 休会とは、怪我もしくはやむを得ない事由により、引続き1ヶ月以上3ヶ月以内を休み場合をいう。
- (2) 休会中は、振替で練習に参加することは出来ない。
- (3) 休会を希望する会員は、休会を希望する月の前月15日までに所定の書類にて届出なければならない。15日を過ぎると翌月の会費は返金されない。
- (4) 休会期間中の月会費は支払わなくてもよい。
- (5) 休会から復帰後3ヶ月間は、怪我による場合を除き休会することは出来ない。

《退会》

第17条 退会を希望する会員は、退会を希望する月の15日までに所定の書類にて届出なければならない。15日を過ぎると翌月の会費は返金されない。

《会員のモラル》

- 第18条 会員は次の事象を厳守しなければならない。
 - (1) ルールを守り、スクール会員全員が明るく、楽しく、元気良くプレーできるように行動すること。
 - (2) 本スクールの目的にそうよう努力すること。
 - (3) 本スクールの定める利用規則を尊重すること。

《除名》

第19条 本規約に違反するなど、本スクールの会員としてふさわしくないと判断したのに対して、本スクールは除名することができる。

《事故責任》

第20条 会員は本スクールの施設利用に際して、本施設利用に関する諸規則および施設管理ならびに担当コーチの指示に従って行動するものとし、これに反して盗難、傷害等の事故が起っても、施設管理者、本スクールコーチ等に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

《個人情報保護方針》

第21条 会員より頂いた個人情報、法令、各種規範、ガイドラインを遵守し、当スクール以外では使用しない。